

2019年6月28日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 T A T E R U 代表者名 代 表 取 締 役 C E 0 古 木 大 咲 (コード番号:1435 東証第一部) 間合せ先 取 締 役 執 行 役員 C F 0 高 杉 雄 介 (TEL. 03-6447-0651)

宅地建物取引業法に基づく行政処分に関するお知らせ

当社は、本日付けで国土交通省関東地方整備局より、宅地建物取引業法第65条第2項の規定に基づき業務停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様をはじめ関係者各位には、多大なご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。当社は、2018 年 12 月に公表した再発防止策の徹底を、全社を挙げて進めておりますが、この度の処分を真摯に受け止め、引き続き信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 処分理由

2015年7月頃から2018年7月頃にわたり、東京都(13件)、千葉県(23件)、埼玉県(23件)、神奈川県(6件)、愛知県(88件)、京都府(16件)、大阪府(91件)、兵庫県(46件)、福岡県(23件)及び熊本県(7件)所在の336件の宅地について、自ら売主として売買契約を締結し、または媒介により宅地の売買契約を成立させるにあたり、営業本部長、部長代理を中心とする31名が、金融機関から融資承認を得る目的で買主が提出した融資審査に必要な自己資金を示す証憑を改ざんした上で、これを金融機関に提出して、融資承認を得させた行為が、宅建業法第65条第2項第5号に該当するとし、処分がなされました。

2. 処分内容

•期間

2019年7月12日から2019年7月18日までの7日間

・停止を命ぜられた業務の範囲 宅地建物取引業にかかる全部の業務

3. 今後の見通し

本件による当社の2019年12月期の連結業績に与える影響は、明らかになり次第公表いたします。 なお、当社は、当期の業績予想を非開示としており、合理的に予測することが可能となった段階で、 速やかに業績予想を開示する予定としております。